

第8章 国際化時代の倫理問題

8.1 インドネシア味の素事件

8.2 外国公務員への袖の下

人、物、金、情報が国境を越えて飛び交う時代を迎えた。製造業においても多国籍企業が増え、外国企業との事業提携や技術交流も活発になった。科学技術者が仕事のために外国に長期滞在するケースも珍しくなくなった。それに伴い、科学技術倫理に関わる国際トラブルも増えている。

国際トラブルには、国際協定に違反する不正行為のほか、異なる政治体制、社会制度、文化・価値観の衝突に起因するものも多い。

国際協定がある場合、それに違反するか否かの判断は、比較的容易である。しかし、国際ルールが明確でない倫理問題の場合は判断が難しくなる。例えば、賄賂が常識となっている国で贈り物がどこまで許されるか、環境基準・安全基準が甘い地域で「もの」を安く製造して利益を上げることは許されることかなど、悩ましい問題に突き当たる。以下に、数例を示そう。

8.1 インドネシア味の素事件*¹

インドネシアは人口約2億4千万のうち、約77%がムスリム（イスラム教徒）という世界最大のムスリム人口を擁する国である。信教の自由は憲法によって保障されているが、イスラム法が行政や司法、生活、文化に大きな影響力を持っている。インドネシア味の素事件は、文化の違いに起因する国際トラブルの典型的な事例である。

*¹2001年1月4～12日のじゃかるた新聞などの新聞記事を参考にした。

インドネシアの保健省が01年1月3日、大手食品メーカー「味の素(株)」の現地法人「インドネシア味の素」に対して「製造過程で豚の酵素を使用していたのは、イスラムの教えに反し、消費者保護法に違反する」として、化学調味料「AJI-NO-MOTO」の回収命令を発した。さらに3日後には、国家警察が同社の役員6人を消費者保護法違反（虚偽の表示）の容疑で逮捕するという刑事事件にまで発展した。

どこで豚の酵素が使われていたのか？ 図8.1を見ていただきたい。

① AJI-NO-MOTOの主成分であるグルタミン酸ソーダは糖蜜やでんぷんを発酵させて造られる。

② その際に用いられる発酵菌は培地で培養される。

③ この培地には栄養源として米国から輸入された大豆分解物を使用されていた。

その大豆分解物をつくるのに、豚から抽出された酵素が使われていたというのだ。

以前は、培地の原料に牛のタンパクを使用していたが、1998年9月、より安全にとの配慮から、大豆タンパクに切り替えた。会社はその時点では問題に気付かず、プロセス変更の届けをしなかった。

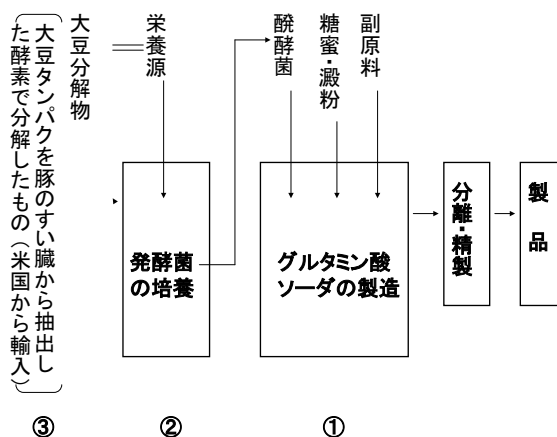


図8.1 AJI-NO-MOTOの製造工程

第8章 国際化時代の倫理問題

2000年9月、「ハラル食品」*1 認定の期限切れに伴う再審査で「他の材料に変えるように」との指示を受けて、会社は11月に栄養源を変更し、新製品の生産を開始したが、旧製品の回収まではしなかった。その後、「AJI-NO-MOTOはハラル食品でない」の噂が消費者団体に伝わって大騒動となり、上述の逮捕劇となった。一時は国際問題にまで発展するのではないかといった心配もなされた。

*1 ハラル食品＝マカナン・ハラル＝イスラムの戒律に適合することを保証された食品

事件は、01年1月9日にアブドゥルラフマン・ワヒド大統領が「AJI-NO-MOTOに豚の成分は含まれていない。イスラム教徒が口にしてもよいと考えている」と表明して事態の收拾に乗り出し、インドネシア味の素がインドネシア国民へ謝罪、旧商品の回収、新製法のハラル認証取得などの対応をとったことによって、一応の終息をみた。しかし、同社の受けた打撃は大きく、信用回復に長い時間がかかった。

本件は、イスラムの戒律の厳しさが目立つ事件だったが、その背後に政治的は勢力争いがあったことも指摘されている。当時、イスラムの世俗化が進んだインドネシアでは、これに反対するイスラム原理主義の活動が活発化していて、本件もそういった動きの一環とみられている。

いずれにせよ、海外に進出する企業にとって、相手国の文化や慣習、政治状況を理解し、的確に対応することが重要だ。インドネシア味の素事件は、このことを痛感させられた事件だった。

8.2 外国公務員への袖の下／九電工の外国公務員贈賄事件

不正競争防止法の外国公務員への利益供与禁止規定が適用された我が国で最初の事件。

[事件の概要]

07年3月16日、福岡地検は九電工の社員2名を不正競争防止法違反（外国公務員への利益供与）*1で福岡簡裁に略式起訴し、2人はそれぞれ罰金50万円および20万円を即日納付した。

*1 不正競争防止法第18条：外国公務員に対する不正の利益の供与等の禁止

同法第21条：違反者に対する罰則は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、または併科。

略式命令によると、2人（九電工がフィリピンに設立した子会社「九電工ニーズクリエイターITコーポレーション」（KNIT）の当時の副社長と社員）は、フィリピンの国家捜査局（NBI）が導入を計画していた自動指紋照合システム事業の請負契約を早期に結ぶため、04年4月、当時のNBI長官ら幹部2人を日本に招待し、飲食接待のほかにゴルフセット2組（計約80万円）を贈ったとされる。

福岡地検は、接待は営業活動として認められるが、ゴルフセットの贈与は社会通念上、度を超えていたと判断した。

なお、接待を受けたNBI長官は05年12月に死亡して、九電工の計画は頓挫してしまった。

[OECD 外国公務員贈賄防止条約]

1997年、OECD（経済協力開発機構）において、不正競争を防止するため、外国公務員贈賄防止条約が制定され、日本を含む33カ国が署名した。

第8章 国際化時代の倫理問題

日本では、これを受けて98年、不正競争防止法に外国公務員への不正利益供与規定が盛り込まれたが、OECDに不備を指摘され、04年に再度、同法の改正がなされた。

06年6月29日、OECD贈賄作業部会は、「日本は外国公務員への贈賄事件の調査・追訴に、より積極的に取り組むべきである」と指摘した報告書を発表し、法運用について07年3月までに調査結果を報告するよう勧告した。九電工事件は、この報告期限と同じ3月に略式起訴された。勧告の期日に間に合わせた実績づくりとの陰口もあるが、違法であることに間違いはない。

OECDの外国公務員贈賄防止条約は「商取引または他の不当な利益を取得しまたは維持するために行う外国公務員への贈賄行為は処罰する」ことを締約国に求めている。

同条令では、手続きを円滑に行うための小額の支払い（small facilitation payments）は容認されているが、「円滑化のための支払い」の定義が明確でなく、「不正取引を目的とした贈賄」との間の線引きが難しい。「行為の目的」と「利益の小額性」の組み合わせで線引きしている国が多い。

九電工の子会社の事件では、接待は「円滑化のための支払い」、ゴルフセットの贈与は「不正取引を目的とした高額な贈賄」とみなされた。

ティーブレーク：謝罪には要注意

欧米で、“apologize”を安易に使ってはならない。自分に非があることを認めたことになり、責任を取らされる。

外交では“regret”が多用される。日本語の“遺憾である”に対応する。相手に謝っているようにも、謝っていないようにも聞こえる、便利な言葉だ。

第8章 まとめ

- ★ 企業活動のグローバル化に伴って、国際トラブルが増加している。
- ★ トラブルの原因は価値観・倫理観の違い、社会制度の違い、国益の衝突などさまざま。政治的な勢力争いの具にされることもある。
- ★ 外国で企業活動をスムーズに展開するには、その国の文化、習慣、価値観を十分理解し、的確に対応することが重要である。
- ★ 今後、個々の国の間だけでなく、より普遍的な国際倫理規範を確立することが望まれる。国際標準化機構が発行したISO 26000（組織の社会的責任ガイドダンス）が世界に普及することを期待したい。